

# 児童扶養手当一部支給停止措置に関する手続きの流れ

## 自治体から受給資格者への事前通知

(5年を経過する等の要件に該当する月の約1~2ヶ月前に通知)

- ・一部支給停止の適用除外となる理由がある方は、関係書類を自治体に提出してください。
- ・一部支給停止の適用除外となる理由がない方は、お住まいの市区町村へご連絡ください。

